

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月17日
【計算期間】	第6期中（自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日）
【ファンド名】	ノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型） （Nomura AW Hedge FundⅡ（USD Principal Protected））
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー （Global Funds Management S.A.）
【代表者の役職氏名】	取締役会長 増田 和昭
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 （Bâtiment A,33,rue de Gasperich,L-5826 Hesperange,Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本 法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本 法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型）（Nomura AW Hedge FundⅡ（USD Principal Protected））（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

（平成23年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	フランス	41,158,750	98.54
現金その他の資産（負債控除後）		610,923	1.46
総計 （純資産総額）		41,769,673 (3,247百万円)	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注２）米ドルの円貨換算は、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝77.74円）によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年12月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
平成23年1月末日	59,874,118	4,654,614	85.53	6,649
2月末日	58,505,181	4,548,193	86.67	6,738
3月末日	54,774,163	4,258,143	86.12	6,695
4月末日	55,254,797	4,295,508	87.02	6,765
5月末日	55,942,911	4,349,002	88.52	6,882
6月末日	54,247,737	4,217,219	88.79	6,903
7月末日	53,411,842	4,152,237	89.47	6,955
8月末日	51,384,918	3,994,664	92.09	7,159
9月末日	48,733,990	3,788,580	90.42	7,029
10月末日	45,679,931	3,551,158	88.53	6,882
11月末日	42,292,658	3,287,831	88.48	6,878
12月末日	41,769,673	3,247,174	87.94	6,836

② 【分配の推移】

期間	分配金
平成23年1月1日から平成23年12月末日	該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

期間	収益率(%) ^(注)
平成23年1月1日から平成23年12月末日	1.34

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

2【販売及び買戻しの実績】

平成23年12月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成23年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	250,000 (250,000)	475,000 (475,000)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2011年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.74円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型）

純資産計算書

2011年11月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 （取得価額：45,792,400米ドル）	2、3	41,753,300	3,245,902
銀行預金		1,415,595	110,048
資産合計		43,168,895	3,355,950
負債			
未払費用	4	876,237	68,119
負債合計		876,237	68,119
純資産		42,292,658	3,287,831
発行済受益証券数		478,000口	
1口当たり純資産価格		88.48米ドル	6,878円

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

2011年11月30日に終了した期間

	(口)
期首現在発行済受益証券数	632,000
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(154,000)
期末現在発行済受益証券数	478,000

ノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型）

財務書類に対する注記

2011年11月31日現在

注1－ファンド

ノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2006年3月8日付信託証書（改訂済）によって設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されており、この登録により目論見書および監査済会計書類を年次でCIMAに提出する義務が生じる。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ルクセンブルグの会社である。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長することがない限り、2016年5月31日（「償還日」）に終了することを想定して企画されている。

ファンドの投資目的は、2016年5月31日（下記のとおり本債券の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して米ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、様々な市場環境下においてダウンサイドリスクを最小化し、ボラティリティーおよび株式・債券市場との相関を低く抑えながら安定した信託財産の成長を達成することである。

受託会社は、BNPパリバSA（「本債券発行会社」）が500億ユーロ債券発行プログラムに基づき発行する米ドル建固定金利ミディアム・ターム・ノート（「本債券」）にその資産のほぼすべてを投資することにより、この投資目的の達成を図る。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。ファンドが従っている重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

投資証券の評価

ファンドの投資先は、本債券である。英文目論見書に従い、本債券は、BNPパリバ・アービトラージSNC（「本債券の計算代理人」）が受託会社に報告する公式純資産額に基づいて受託会社により評価される。本債券の公式純資産額は、（注3で説明される）バスケット価額に連動する。公式純資産額は、本債券に関する契約上の取決めの要項に基づき、評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人によって計算される。

本債券の計算代理人は、本債券発行会社の関連会社である。

銀行預金

銀行預金は、経過利息を付した額面価額で評価される。

投資証券取引および投資収益

投資証券取引は、取引日（購入および売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資証券取引に係る実現損益は、売却される投資証券の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払いが滞納されたり支払いが不確かであるとファンドが確信する場合には、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

注3－本債券への投資

本債券は、(i) パーミューダにおいて設立され、パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント（パーミューダ）リミテッドにより運営されるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズ・リミテッドのクラス・ファンドであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズⅡマスター・ファンドのフィーダー・ファンドであるザ・オールウェザー・ストラテジーズⅡ J USD ファンド（「フィーダー・ファンド」）の

株式、(ii) 想定借入れファシリティ、(iii) 想定保有現金、または (iv) 想定ゼロ・クーポン債から構成されるバスケット（「バスケット」）に連動する。

かかる各構成要素に適用される組み入れ比率は固定されず、配分規定に従い決定される。バスケット内のフィーダー・ファンドに対する配分は、目論見書に記載される予め定められた方法に基づき本債券の存続期間中、0%から125%の間で推移する。

通常、フィーダー・ファンドに対する配分は、フィーダー・ファンドの評価額の増加に伴い増加し、その逆も同様となる。フィーダー・ファンドに対する配分はまた、金利の影響も受けることになり、また一旦配分された想定ゼロ・クーポン債の部分も金利の影響を受ける。

2011年11月30日現在、バスケット内のフィーダー・ファンドに対する配分はゼロである。

固定クーポン

本債券は、2006年6月30日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの期間における毎年3月、6月、9月および12月に、四半期毎に後払いで年率0.70%の利息を支払う。

2011年11月30日に終了した期間中の本債券の利息は、201,250米ドルである。

注4－未払費用

	(米ドル)
事務代行報酬	12,521
保管報酬	12,521
副保管報酬	128,851
受託報酬および管理報酬	2,782
弁護士報酬	102,890
海外登録費用	495,341
専門家報酬	121,331
未払費用	876,237

注5－保管報酬

保管会社は、保管会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注6－事務代行報酬

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注7－受託報酬および管理報酬

受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額のそれぞれ年率0.01%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注8－代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.5%以下に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領する。

2009年4月1日以降、代行協会員報酬は年率0.00%に引き下げられている。

注9－専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬

ファンドの予想存続期間中の専門家報酬、弁護士報酬、副保管報酬および海外登録費用を含む諸費用は、最初の評価日においてファンドの純資産額から引当計上されており、ファンドの存続中に発生する毎に支払われる。

注10－税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払いに対して適用される源泉税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注11－発行および買戻しの条件**受益証券の発行**

各適格投資家に販売された受益証券は、ファンドの一定の持分を表す。受益証券は、2006年5月1日から2006年5月26日（「払込期日」）までの期間に募集された。受益証券の発行価格は、受益証券1口当たり100米ドル（ファンドの資産から販売会社に支払われた1口当たり3.5%の販売報酬を含む。）であった。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的裁量において別段の決定をしない限り、払込期日以降、受益証券の発行は行われないものとする。

買戻し

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1,000口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

受益証券は、通常、各評価日（「買戻日」）に買戻することができる。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の日本における最初の営業日から当該月の19暦日（当該月の19暦日が日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）までに事務代行会社に到達しなければならない。受益証券1口当たりの買戻価格（「買戻価格」）は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算される。

注12－分配

管理会社は、ファンドの投資収益から、受益者に対しその保有する受益証券口数に応じて、受託会社と協議の上決定する分配を行うことができる。分配は、分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

管理会社は、本債券につき受領した利息を分配せず、ファンドの報酬および費用への充当資金として使用する予定である。2011年11月30日に終了した期間に、ファンドは、受益者に対して分配を行わなかった。

注13－終了事由

2009年1月2日以降フィーダー・ファンドの買戻代金の相当部分の支払いが遅延する旨のフィーダー・ファンドの決定に関連してフィーダー・ファンドに重要な変更が生じたため、本債券の（2006年5月24日付の本債券の要綱に定義されている）終了事由が発生した。それに続いて、フィーダー・ファンドの全額が売却され、2009年3月末以降本債券のバスケット内のフィーダー・ファンドの配分比率はゼロとなった。

注14－リスク集中

2011年11月30日現在、ファンドの純資産の98.72%が、本債券に投資されている。

（2）【投資有価証券明細表等】

ノムラ AW ヘッジファンドⅡ（償還時米ドル建元本確保型）

投資有価証券明細表

2011年11月30日現在
(米ドルで表示)

額面価額	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に占める割合（％）
フランス				
債券				
47,800,000	BNPパリバ 0.7% 31/05/2016	45,792,400	41,753,300	98.72
		45,792,400	41,753,300	98.72
	フランス合計	45,792,400	41,753,300	98.72
	投資有価証券合計	45,792,400	41,753,300	98.72

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

払込済資本金は375,000ユーロ（約3,777万円）で、平成23年12月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約252万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.71円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくともルクセンブルグ籍投資信託を1つ運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社としての業務を行います。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立された、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を負います。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行を行う独占的権利を有します。管理会社はまた、登録簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売買戻の実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たりの純資産価格の計算を行います。これらの業務の一部は、事務代行会社に委託されています。

管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失のみに責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づく管理会社の行為の結果被るまたは生じる損失について責任を負いません。

受益者は、その請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または怠慢に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ請求することができます。ファンドの資産がすべてなくなった後に残存するかかる申立て、訴訟、請求または要求は、かかる申立て、訴訟、請求、または要求が（場合に応じて）受託会社または管理会社の故意の不履行、詐欺または過失の結果として生じない限り、放棄され、消滅したものとみなされます。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および義務の適切な遂行において）ファンドに関連する全部または一部の訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および返還を請求することができます。但し、かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺、怠慢または自己の義務に対する認識ある過失による行為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。信託証書において受託会社または管理会社に明示的に付与される補償は、法律により与えられる補償に追加されるものであり、これを損なわないものとします。

信託証書の条件に従い、かつ適用法令に定められるとおり、管理会社の有する信託を管理する権限および受益証券の発行および買戻しを行う権限ならびに信託証書によって管理会社に付与された権利、特権、権限、義務および裁量権は、個人、団体、会社または法人に委任することができます。管理会社は、あらゆる受任者または副受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺、怠慢または自己の義務に対する認識ある過失による行為によるものでない限り、適用ある法令に規定される事項については、受任者または副受任者の過誤または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、受託会社に対する60日前までの書面による通知により辞任し、管理者としての責務を免責されることができます。かかる辞任と免責は、後任の管理会社が選任されている場合にのみ有効です。受益者はいつでも受益者集会により、管理会社を更迭することができ、後任の管理会社を指名することができます。

管理会社は、ファンドの管理業務を事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、平成23年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。また、純資産額は、別段の記載がない限り、平成23年12月末日現在の数値です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,375,952,583.88米ドル
		2	508,947,079.02ユーロ
		1	3,605,195,102.43豪ドル
		1	131,861,069.10カナダドル
		1	941,208,535.96ニュージーランド・ドル
		1	93,738,656.51英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,798,222,071.07米ドル
		8	98,091,903.08ユーロ
		3	22,824,868.38英ポンド
		5	413,236,068.62ニュージーランド・ドル
		14	234,163,403,288.31円
		4	48,407,110.16カナダドル
		8	1,122,727,231.91豪ドル
ケイマン	その他	27	93,434,127,047円
		6	1,195,978,843.11豪ドル
		19	1,215,898,289.76米ドル
		1	31,989,359.08ユーロ
		3	421,680,865.25ニュージーランド・ドル
		1	287,560,417.78南アフリカ・ランド

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2011年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.71円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2011年９月30日現在

（ユーロで表示）

	2011年９月30日		2010年９月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	834,088	84,001	882,221	88,848
流動資産				
１年以内期限到来未収債権	361,597	36,416	202,601	20,404
現金預金	2,881,852	290,231	2,624,708	264,334
売却未収金	0	0	6,065	611
現金および現金等価物に係る利息	44	4	0	0
先渡為替契約未実現純利益（注11）	0	0	6,959	701
	<u>4,077,581</u>	<u>410,653</u>	<u>3,722,554</u>	<u>374,898</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	37,766	375,000	37,766
法定準備金（注５）	37,500	3,777	37,500	3,777
その他の準備金（注５）	1,560,000	157,108	1,363,000	137,268
繰越利益（注５）	1,166,542	117,482	1,312,158	132,147
当期利益	652,522	65,715	495,681	49,920
	<u>3,791,564</u>	<u>381,848</u>	<u>3,583,339</u>	<u>360,878</u>
債務引当金				
納税引当金（注６）	282,741	28,475	139,215	14,020
未払金				
先渡為替契約未実現純損失（注11）	3,276	330	0	0
	<u>4,077,581</u>	<u>410,653</u>	<u>3,722,554</u>	<u>374,898</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2011年９月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	2011年９月30日終了期間		2010年９月30日終了期間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	33,722	3,396	34,515	3,476
金融資産の評価調整／（戻入） （注３）	(53,580)	(5,396)	(104,307)	(10,505)
純為替差損（注８）	112,379	11,318	45,035	4,535
金融資産売却実現損（益）	(2,232)	(225)	72,651	7,317
所得税（注６）	138,404	13,939	183,769	18,507
当期利益	652,522	65,715	495,681	49,920
費用合計	881,215	88,747	727,344	73,251
収益				
純売上高（注１）	860,637	86,675	702,883	70,787
その他の利息および類似収益（注12）	5,556	560	128	13
金融資産からの収益（注９）	15,022	1,513	24,333	2,451
収益合計	881,215	88,747	727,344	73,251

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2011年9月30日に終了した期間

注１－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリス EC1A 4NP ロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注２－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから稼得する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

2011年９月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関係会社における株式により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	26,990
期中処分額	(23,276)
期末現在	955,442
評価調整	
期首現在	(174,934)
期中評価調整	53,580
期末現在	(121,354)
期末純評価額	834,088
期末市場価格	921,668

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%を超える受益証券を保有していない。

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2011年３月31日現在残高	37,500	1,635,000	0
年度末後再配分			
前期の利益	0	0	1,091,542
準備金の取毀し	0	(160,000)	160,000
利益処分	0	85,000	(85,000)
2011年９月30日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することに決定した。

2011年９月30日現在、配当不能準備金は1,560,000ユーロである。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。納税額に比べて前払金が増えた場合、差額が「未納税引当金」として貸借対照表に計上される。

注７－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに先渡為替契約未実現損失で構成されている。

注８－純為替差損

	2011年９月30日 終了期間 (ユーロ)	2010年９月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	107,150	55,359
派生商品および為替契約に係る未実現損（益）の変動純額	5,229	(10,324)
	<u>112,379</u>	<u>45,035</u>

注９－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下を構成している。

	2011年９月30日 終了期間 (ユーロ)	2010年９月30日 終了期間 (ユーロ)
受取配当金	15,022	24,333
	<u>15,022</u>	<u>24,333</u>

注10－スタッフ

当社には、2011年９月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－先渡為替契約

貸借対照表日現在、ヘッジ用に保有される未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損失 (ユーロ)
ユーロ	99,817	日本円	10,366,065	2011年12月30日	(415)
ユーロ	525,307	米ドル	714,510	2011年12月30日	(2,861)
					<u>(3,276)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2011年9月30日に終了した期間に5,556ユーロの利息が生じた（2010年：128ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。